

令和 4年 3月 2日
市民総務部市民安全課

マイナンバーカード交付及びマイナポイント利用登録臨時窓口の設置について

1. 目的

国はデジタル社会の実現に向けた重点計画として、令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行きわたることを目指し、これに係る普及促進の施策として令和4年1月1日からマイナポイント第2弾を開始しました。

今後、マイナンバーカードの交付及びマイナポイント利用登録手続による来庁者の増加が見込まれるため、臨時窓口を開設するとともに受付体制の拡充を行おうとするものです。

2. マイナポイント第2弾について

①マイナンバーカードの新規登録を行った方に最大5,000円相当のポイントを付与

②健康保険証としての利用登録を行った方に7,500円相当のポイントを付与

③公金受取口座の登録を行った方に7,500円相当のポイントを付与

(※②及び③の付与方法・時期等については、国での方針が決まり次第、あらためてお知らせします)

3. 窓口体制について

市役所東第二分庁舎を会場とし、カード交付用端末3台とマイナポイント利用登録用端末4台を設置します。臨時窓口では機器操作の支援スタッフが常駐し、利用登録をサポートします。また、電話予約によるカードの申請・受取りも実施しますので、ご予約の時間に来庁ください。

4. 開始日

令和4年3月1日(火)

5. 受付時間について

①平日：月曜日～金曜日 8:30～17:15

②休日：毎月第2日曜日・最終日曜日 9:00～13:00

③繁忙期：3月28日(月)から4月1日(金)は18:30まで窓口延長4月3日(日)は休日開庁